

徳島県規則第二十二号

職員の給与に関する条例別表第四の備考第四項第二号の機関を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

職員給与に関する条例別表第四の備考第四項第二号の機関を定める規則の一部を改正する規則

職員給与に関する条例別表第四の備考第四項第二号の機関を定める規則（平成三十年徳島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「別表第四」を「別表第五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。